

# 第83期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

平成29年6月28日（水曜日）午前10時

## 開催場所

東京都江東区亀戸六丁目20番7号 当社本社

（裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 郵送による議決権行使について

株主総会当日にご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙のご返送により、議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

行使期限：平成29年6月27日（火曜日）  
午後5時15分到着分まで

## 目次

第83期定時株主総会招集ご通知	1
（添付書類）	
事業報告	3
連結計算書類	21
計算書類	32
監査報告書	40
株主総会参考書類	44
第1号議案 剰余金処分の件	44
第2号議案 株式併合の件	45
第3号議案 定款一部変更の件	46
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	47

証券コード 5958  
平成29年6月12日

株 主 各 位

東京都江東区亀戸六丁目20番7号

**三洋工業株式会社**

取締役社長

菊地政義

## 第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時15分までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都江東区亀戸六丁目20番7号 当社本社
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第83期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第83期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）  
計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 株式併合の件  
第3号議案 定款一部変更の件  
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sanyo-industries.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による継続的な経済政策や日銀による金融緩和策を背景として、企業収益や雇用・所得環境に改善の動きが見られ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、中国をはじめとするアジア新興国の景気の下振れや、英国のEU離脱問題、さらには米国の政策動向による影響などから景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの関連する建築業界におきましては、住宅ローン金利の低下や相続税対策を追い風に賃貸住宅が牽引役となり新設住宅着工戸数が伸びましたが、政府建設投資が伸び悩んだほか、民間非住宅建設投資についても、土木を除いた建築投資が低調に推移するなど、需要規模は総じて厳しい状況にありました。

こうした事業環境の中で当社グループは、平成28年度をスタート年度とする中期3ヵ年経営計画に沿って、基本経営戦略である「環境変化と市場ニーズを捉えた価値創造による収益性の向上」「コスト低減と品質確保による内製化の推進」「成長を支える経営基盤の強化」及び「グループ企業の連携による収益力の強化」に注力し、収益性の改革に取り組んでまいりました。

また、新製品開発におきましては、多様化する顧客ニーズや社会的要請を踏まえ、「安心・安全」「環境・省エネ」「耐震・防災」をテーマとした魅力ある製品づくりにチャレンジしてまいりました。具体的には、太陽熱を用いて室内を快適に温める高効率集熱システムや、夏場の急激な室温上昇を抑制する折板屋根向け遮熱工法及び可動量50%を実現した幅広タイプのエキスパンション・ジョイントカバー等の開発に取り組み、順次、市場投入を果たしました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は27,342百万円（前期比5.0%減）となり、利益面におきましては、営業利益824百万円（前期比7.2%減）、経常利益930百万円（前期比7.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益849百万円（前期比21.7%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 三洋工業

主力製品群である軽量壁天井下地につきましては、堅調な新設住宅着工戸数の伸びに支えられ戸建住宅用製品が伸長しましたが、ビルや商業施設用の一般製品においては厳しい市況環境を背景に受注量が落ち込んだことなどから、軽量壁天井下地全体の売上高は微減となりました。

床システムにつきましては、主力製品である学校体育館などスポーツ施設用の鋼製床下地材製品や環境配慮型のデッキフロアが伸長しましたが、分譲マンションの着工減少等の影響を受け遮音二重床製品が低迷したほか、オフィス用OAフロア等の落ち込みも相まって、床システム全体の売上高は減少となりました。

また、アルミ建材につきましては、主力製品であるアルミ笠木やエキスパンション・ジョイントカバーが低調に推移したものの、きめ細やかな受注対応によって外装パネルやその他のアルミ関連製品が伸長したことなどから、アルミ建材全体の売上高は横ばいとなりました。

この結果、売上高は21,714百万円（前期比5.6%減）、セグメント利益454百万円（前期比6.8%減）となりました。

② システム子会社

当社の子会社であるシステム会社（株式会社三洋工業九州システムほか）におきましては、鋼製床下地材製品を中心に設計指定活動や提案営業に積極的に取り組んでまいりましたが、厳しい市況環境の中で、首都圏をはじめ一部地域において受注量が落ち込んだことなどから、システム会社全体の売上高は6,087百万円（前期比4.6%減）、セグメント利益は200百万円（前期比17.5%減）となりました。

③ その他

その他につきましては、売上高846百万円（前期比1.3%増）、セグメント利益30百万円（前期比32.6%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は283百万円であり、その主なものは生産用設備や研究開発用設備の更新及び能力増強などによるものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、雇用や所得環境の改善が続く中、各種の経済政策により、国内景気は緩やかな回復基調を辿るものと期待されます。他方、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動による影響が懸念されるなど、景気の先行きは依然として予断を許さない状況が続くものと思われれます。

建築業界におきましては、政府建設投資が低調な水準にあるものの、民間住宅投資においてはマイナス金利政策による住宅ローン金利の低下を背景に持家や分譲戸建等が堅調に推移するものと予想されます。また、民間非住宅建設投資につきましても、設備投資の持ち直しに加え、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えた投資も期待されるなど、新たな需要の増大が見込まれております。

当社グループではこうした状況の中で、2年目を迎える中期3ヵ年経営計画「SANYO VISION 70」（平成28年度～平成30年度）に沿って、引き続き成長戦略商品による収益力の増強と既存重点製品による安定的な収益確保を図るとともに、価値創造に向けた技術開発力の強化、及び生産効率の最適化と製品付加価値の向上に努め、収益性の改革を通じて経営基盤の強化を図ってまいる所存です。

少子高齢化と人口減少の進行に伴い、今後、建築需要が漸次縮小していく中で、当社グループの対処すべき課題としましては、如何にして安定的に利益を確保し、持続的な成長を遂げられるかが重要な課題であると認識しております。そのためには、多様化する顧客ニーズや社会的要請を的確に捉え、こうした変化に機動的かつ柔軟に対応できる体制整備と、健全な財務体質に基づくより強固な経営基盤の構築が必要であると考えております。

当社グループではこうした課題認識のもと、中長期的な経営戦略である経営ビジョンと基本経営戦略に基づき、成長戦略の根幹をなす新製品開発の一層の強化と成長戦略商品の更なる拡販及び時代を先取りした新しい事業領域の創出・進出に迅速果断に取り組んでまいります。また、これらを支える経営基盤の強化に全力を傾注し、社会から必要とされる持続可能な成長企業を目指し邁進していきたいと考えております。

当社グループとしましては、引き続き内部統制システムの適切な運用と経営の公正性、透明性及び効率性を高め、コーポレートガバナンスの一層の充実と強化に取り組み、株主・投資家の皆様のご期待に添えられるよう鋭意努力してまいります所存です。

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	年 度	第80期 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	第81期 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)	第82期 (自平成27年4月 1日 至平成28年3月31日)	第83期 (当期) (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)
	売 上 高(百万円)		28,621	29,483	28,779
経 常 利 益(百万円)		1,121	1,060	1,001	930
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)		1,022	877	697	849
1株当たり当期純利益		29円36銭	25円20銭	20円05銭	24円41銭
総 資 産(百万円)		23,518	24,040	23,722	23,568
純 資 産(百万円)		11,649	12,618	13,064	13,839

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社三洋工業九州システム	百万円 30	% 100.0	建築用金物・資材の販売及び施工
株式会社三洋工業東北システム	30	100.0	建築用金物・資材の販売及び施工
株式会社三洋工業北海道システム	20	100.0	建築用金物・資材の販売及び施工
株式会社三洋工業東京システム	20	100.0	建築用金物・資材の販売及び施工
フジオカエアータイト株式会社	30	100.0	建築用金物・資材の販売、精密機器 の販売
スワン商事株式会社	30	100.0	建築用金物・資材の製造、販売及び 施工



(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

下記製品の製造・販売及び施工

軽量壁天井下地、床システム、アルミ建材、一般建材商品、換気・採光製品、精密機器

(8) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

① 当社

本社：東京都江東区亀戸六丁目20番7号

支店：関東（東京都江東区）、北関東（埼玉県さいたま市）

名古屋（愛知県名古屋市）、大阪（大阪府吹田市）

広島（広島県広島市）、九州（福岡県古賀市）

東北（宮城県仙台市）、北海道（北海道札幌市）

工場：関東（埼玉県久喜市）、埼玉（埼玉県加須市）

茨城（茨城県古河市）、福岡（福岡県古賀市）

仙台（宮城県仙台市）、札幌（北海道札幌市）

② 子会社

株式会社三洋工業九州システム（福岡県福岡市）

株式会社三洋工業東北システム（宮城県仙台市）

株式会社三洋工業北海道システム（北海道札幌市）

株式会社三洋工業東京システム（東京都江東区）

フジオカエアータイト株式会社（東京都板橋区）

スワン商事株式会社（福井県坂井市）

(9) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
443名	5名増

(注) 上記の従業員には、契約社員、パートタイマー及び臨時社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
344名	8名増	43.0歳	18.0年

(注) 上記の従業員には、契約社員、パートタイマー及び臨時社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

借入先	当連結会計年度末借入金残高
株式会社みずほ銀行	300 百万円

## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000千株
- (2) 発行済株式の総数 34,801千株（自己株式399千株を除く）
- (3) 株主数 3,300名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 洋 工 業 協 力 会 社 持 株 会	4,656千株	13.38%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,156	6.34
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,668	4.79
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,656	4.76
三 洋 工 業 社 員 持 株 会	1,100	3.16
中 谷 登 世 子	926	2.66
ト ー ケ ン 工 業 株 式 会 社	717	2.06
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	647	1.86
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	632	1.82
デイエフエイ インターナショナル スモールキャップ バリュースポーツ	619	1.78

(注) 1. 上記の株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 2,156千株

2. 持株比率は自己株式（399千株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
特記すべき事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	山 岸 文 男	
代表取締役社長	菊 地 政 義	
専務取締役	小 宮 山 幹 生	財務部長兼情報管理担当
常務取締役	鈴 木 将 晴	営業統括部長兼子会社担当
取締役	武 田 眞 吾	生産統括部長兼開発担当
取締役	原 田 実	総務部長兼法務監査担当
取締役	山 岸 茂	購買部長
取締役	田 村 和 之	経営企画室長
取締役 (監査等委員・常勤)	古 賀 俊 二	
取締役 (監査等委員)	市 村 和 彦	
取締役 (監査等委員)	渡 部 敏 雄	弁護士渡部総合法律事務所代表
取締役 (監査等委員)	堀 之 北 重 久	公認会計士堀之北重久事務所代表 株式会社東陽テクニカ社外監査役 株式会社しまむら社外監査役

- (注) 1. 当社は、平成28年6月28日開催の第82期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役（監査等委員）である市村和彦、渡部敏雄及び堀之北重久の各氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、取締役（監査等委員）である市村和彦、渡部敏雄及び堀之北重久の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 平成29年4月1日付けをもって取締役（監査等委員）の渡部敏雄氏は、株式会社エイビットの社外監査役に就任しております。当社と兼職先との間に特別な利害関係はありません。
5. 取締役（監査等委員）の堀之北重久氏は、株式会社東陽テクニカ及び株式会社しまむらの社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な利害関係はありません。
6. 取締役（監査等委員）である古賀俊二及び堀之北重久の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・古賀俊二氏は、当社において財務部門に長年在籍し、経理・財務部門に携わってきた経験があります。
  - ・堀之北重久氏は、公認会計士の資格を有しております。
7. 情報収集の充実を図り、法務監査室等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、古賀俊二氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
(う) 取締役(監査等委員を除く) ち 社 外 取 締 役	9名 (1名)	145百万円 (1百万円)
(う) 取 締 役(監査等委員) ち 社 外 取 締 役	4名 (3名)	23百万円 (11百万円)
(う) 監 査 役 ち 社 外 監 査 役	4名 (2名)	8百万円 (2百万円)
(う) 合 計 ち 社 外 役 員	17名 (6名)	178百万円 (14百万円)

- (注) 1. 上記には、平成28年6月28日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。なお当社は、平成28年6月28日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当社は、監査等委員会設置会社移行前の取締役の支給限度額を平成19年6月28日開催の第73期定時株主総会において、年額180百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与等を除く。）と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の支給限度額は、平成28年6月28日開催の第82期定時株主総会において、年額180百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与等を除く。）と決議いただいております。
4. 当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役の支給限度額を平成19年6月28日開催の第73期定時株主総会において、年額42百万円以内と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員）の支給限度額は、平成28年6月28日開催の第82期定時株主総会において、年額42百万円以内と決議いただいております。
5. 当社は、平成19年6月28日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後、引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いたしております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役（監査等委員）	市 村 和 彦	同氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回全てに、また監査役会3回のうち3回並びに監査等委員会6回のうち6回それぞれ全てに出席し、取締役への牽制的立場と外部からの視点による適切な発言を行っております。
取締役（監査等委員）	渡 部 敏 雄	同氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回全てに、また監査役会3回のうち3回並びに監査等委員会6回のうち6回それぞれ全てに出席し、弁護士としての専門的見地から適切な発言を行っております。
取締役（監査等委員）	堀之北 重 久	同氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回全てに、また監査等委員会6回のうち6回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員）は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称  
有限責任 あずさ監査法人
- (2) 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。
- (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び監査等委員会が同意した理由
  - ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等  
33百万円
  - ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
35百万円  
(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
  - ③ 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価などの算出根拠や内容を精査した結果、当該報酬等の額は相当であるものと判断し同意しております。
- (4) 非監査業務の内容  
新基幹システム導入に関する助言業務
- (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。  
また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）についての決定内容は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役及び使用人を含めたグループ全体の行動規範として、当社グループの経営理念、行動指針及び基本経営方針に基づき、コンプライアンス基本規程の遵守に努める。
- ② 取締役会については、取締役会規程に基づき、適切な運営を図る。取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款の違反行為を未然に防止する。
- ③ 取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務の執行に関する監督機能の維持及び強化のため、社外取締役を選任する。また、監査等委員である取締役は取締役会に毎回出席し、適宜意見を述べるほか、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行状況について監督を行う。
- ④ 取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行については、監査等委員会の定める監査計画書に従い、監査等委員会が適正に監査を行い、経営機能に対する監督強化を図る。
- ⑤ 取締役（監査等委員であるものを除く。）が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図る。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程及び情報セキュリティ規程に従って適切に作成、保存または廃棄を行う。

### (3) 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理については、所管業務を担当する当社の当該部門が主管し、グループ全体に対してそれぞれ責任をもってこれに当たる。なお、不測の事態に備えた危機管理規程に基づき、発生時においては、当社取締役社長を本部長とする対策本部を直ちに設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を敷く。



**(4) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① グループ全体の中期経営計画を定め、グループ全体及びグループ各社として達成すべき目標とともに、部門ごとにそれぞれの目標を明確化する。
- ② 定期的あるいは臨時に開催される当社取締役会においては、当社グループの経営方針及び経営戦略に係る重要事項を審議・決議するとともに、当社取締役の職務執行が適切に行われているかどうかを相互に監督する。また、当社取締役会で決議された業務執行方針に基づき、経営上の諸課題について機動的に対応するため、定期的に経営会議を開催し、業務の執行に関する重要事項の検討と具体策を立案し、必要に応じて当社取締役会に上申する。
- ③ 当社取締役会の決定に基づくグループ各社の業務執行については、各グループ会社の組織規程、その他社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。

**(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① 使用人の法令・定款遵守の意識をより一層高めるため、コンプライアンス基本規程に定める行動基準をグループ全社員に周知徹底させる。
- ② 内部監査及びコンプライアンスを統括する法務監査室の役割機能を強化するとともに、法務監査室によるコンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
- ③ 取締役は当社グループにおける重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- ④ 法令違反、その他コンプライアンスに関する事実についてのグループ全体の社内報告体制として、「社内通報制度」の適切な運用を図る。
- ⑤ 監査等委員会は、当社の法令遵守体制及び社内通報制度の運用に問題があると認めた場合は、取締役会または代表取締役に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(6) **当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、及び子会社の重要事項の当社への報告に関する体制**

- ① 子会社に対する主要業務を関係会社管理規程に定め、適正な管理を行う。
- ② 経営管理については、子会社担当役員を置き、子会社経営の重要事項に関して適宜報告を求めて管掌を行うとともに、子会社の監査役等と常時、意思疎通及び情報交換を行い、必要な場合は自ら直接監査を実施する。
- ③ コンプライアンス基本規程に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の向上を図る。
- ④ 当社取締役は、グループ会社において、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、当社監査等委員会に報告する。
- ⑤ 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容に法令違反、その他コンプライアンス上問題があると認められた場合は、法務監査室に報告する。  
法務監査室は直ちに当社監査等委員会に報告を行うとともに、意見を述べることができる。当社監査等委員会は当社取締役会または代表取締役に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- ⑥ 内部統制システムがより適切に機能するように必要に応じて組織体制の見直し、改編を行う。

(7) **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人、並びに当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性、及び当社監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会を補助すべき使用人に関する規程に基づき、監査等委員会の要請に応じて当社の使用人から監査等委員会補助者を任命する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の要請に基づき補助を行う際は、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。また、当該使用人の任命、解任、人事異動、人事評価に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。

- (8) **当社並びに子会社の取締役及び使用人が当社監査等委員会に報告するための体制その他の当社監査等委員会への報告に関する体制、及び当社監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ① 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損失を及ぼす恐れのある事実が発生したとき、あるいは当該取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したときは、当社監査等委員会に遅滞なく報告する。
  - ② 当社取締役は、定期的または不定期に各部門のリスク管理体制について、当社監査等委員会に報告する。
  - ③ 当社グループの社内通報制度に関する規程において、当社グループの取締役及び使用人が当社監査等委員会に対して直接通報を行うことができること、及び当該通報をしたこと自体による不利益な取扱いを受けないことを明記する。
  - ④ 法務監査室が社内通報窓口として通報を受けた場合は、直ちに当社監査等委員会に通報者の氏名を除き申告事項の内容を報告する。
- (9) **監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**  
監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**  
監査等委員会は、代表取締役及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行うほか、取締役（監査等委員であるものを除く。）は監査等委員の重要な会議への出席を確保する。また、法務監査室の責任者は、当社監査等委員会と綿密な意思疎通及び連携を図り、効果的な監査業務の遂行に協力する。
- (11) **財務報告の信頼性を確保するための体制**  
財務報告の信頼性を確保するために必要な内部統制システムの整備、運用、評価を継続的に進め、不備に対する必要な是正措置を講ずる。

**(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力や団体等との関係は断固拒絶し、これらに関係する企業、団体及び個人とは一切取引を行わない。

また、平素から警察等外部の専門機関や諸団体との連携強化に努めるとともに、当社グループの「コンプライアンス マニュアル」及び「反社会的勢力に対する対応マニュアル」において、反社会的勢力等に対する対処を含めた行動指針を定め、グループ全社員への周知徹底を図っている。

**(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切なる内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスへの取り組みについて

コンプライアンス研修によるコンプライアンスの浸透・徹底に努めるとともに、グループ全社員が対象のコンプライアンステストの実施により、コンプライアンスの徹底状況のモニタリングを実施いたしました。なお、当該研修及びテスト結果につきましては、取締役会に報告しております。

② リスク管理体制について

リスク管理に関する事項については、対応を主管する各取締役から、適宜取締役会に報告されております。また内部監査部門である法務監査室は、内部監査規程に基づき内部監査を実施しており、「実地監査報告書」にて報告しております。

③ 取締役の職務執行について

当事業年度は、取締役会を17回開催しており、取締役会には独立性を保持した社外取締役1名及び社外監査役2名が平成28年6月28日に退任するまでに開催された取締役会4回のうち4回全てに出席しました。また、同日に就任した社外取締役（監査等委員）3名は就任後に開催された取締役会13回のうち13回全てに出席し、各々の見地から適切な発言を行うなど、当社グループ全体の重要な職務に関する意思決定を監督しております。

④ 監査役・監査等委員の職務執行について

当事業年度は、監査役会3回、監査等委員会を6回開催しており、経営の適法性、コンプライアンス等に関して広範な見地から意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、監査役・監査等委員は、当社取締役社長と定期的に面談を実施するとともに、法務監査室との情報交換会を定期的に開催し、情報収集をしたうえで、重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類の点検などを行い、取締役の職務執行について、厳正で実効性の高い監査を行いました。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つと考えており、会社の収支状況を基に、経営体質強化のための内部留保の水準などを総合的に判断しながら安定配当を行うことを基本方針としております。

## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>16,564</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,431</b>
現金預金	4,055	支払手形及び買掛金	6,667
受取手形及び売掛金	9,559	短期借入金	74
商品及び製品	1,991	未払金	314
仕掛品	127	未払法人税等	178
原材料及び貯蔵品	663	賞与引当金	405
繰延税金資産	187	役員賞与引当金	18
その他	62	その他	771
貸倒引当金	△83	<b>固定負債</b>	<b>1,296</b>
<b>固定資産</b>	<b>7,003</b>	長期借入金	332
<b>有形固定資産</b>	<b>4,900</b>	繰延税金負債	9
建物及び構築物	1,957	退職給付に係る負債	514
機械装置及び運搬具	639	その他	440
土地	2,133	<b>負債合計</b>	<b>9,728</b>
その他	169	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>584</b>	株主資本	13,686
ソフトウェア	559	資本金	1,760
その他	25	資本剰余金	1,168
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,517</b>	利益剰余金	10,867
投資有価証券	639	自己株式	△110
繰延税金資産	52	その他の包括利益累計額	153
賃貸不動産	559	その他有価証券 評価差額金	251
その他	312	退職給付に係る 調整累計額	△98
貸倒引当金	△46	<b>純資産合計</b>	<b>13,839</b>
<b>資産合計</b>	<b>23,568</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>23,568</b>

# 連結損益計算書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		27,342
売上原価		19,895
売上総利益		7,446
販売費及び一般管理費		6,622
営業利益		824
営業外収益		
受取利息・配当金	16	
受取賃貸料	110	
売電収入	39	
その他	28	194
営業外費用		
支払利息	12	
不動産賃貸費用	37	
売電費用	33	
その他	5	88
経常利益		930
特別利益		
固定資産売却益	100	100
特別損失		
固定資産除却損	1	1
税金等調整前当期純利益		1,029
法人税、住民税及び事業税	251	
法人税等調整額	△71	179
当期純利益		849
親会社株主に帰属する当期純利益		849

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年 4 月 1 日)  
(至 平成29年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,760	1,168	10,226	△109	13,045
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△208		△208
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			849		849
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	640	△0	640
当 期 末 残 高	1,760	1,168	10,867	△110	13,686

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	222	△203	18	13,064
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△208
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				849
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	29	105	135	135
当 期 変 動 額 合 計	29	105	135	775
当 期 末 残 高	251	△98	153	13,839



## 「連結注記表」

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は、(株)三洋工業九州システム、(株)三洋工業東北システム、(株)三洋工業北海道システム、(株)三洋工業東京システム、フジオカエアータイト(株)及びスワン商事(株)の6社であり、非連結子会社はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

##### ② 持分法を適用しない関連会社

持分法を適用しない関連会社は、三洋UD(株)の1社であります。なお、持分法を適用していない理由としては、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ア 有価証券

関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

###### イ たな卸資産

たな卸資産の評価……………先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産及び賃貸不動産（リース資産を除く）

###### ア. 建物

平成10年3月31日以前に取得した建物……………定率法

平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）……………定額法

###### イ. 建物附属設備・構築物

平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備・構築物……………定率法

平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物……………定額法

ウ. その他……………定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
(会計方針の変更)

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

ア 貸倒引当金

債権(売掛金等)の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ウ 役員賞与引当金

連結子会社は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- ア 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- イ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ⑤ 収益及び費用の計上基準  
完成工事高の計上基準  
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
- ア ヘッジ会計の方法  
金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
- イ ヘッジ手段と対象  
ヘッジ手段……………金利スワップ  
ヘッジ対象……………借入金の利息
- ウ ヘッジ方針  
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
- エ ヘッジ有効性評価の方法  
金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしておりますので、有効性の評価を省略しております。
- ⑦ 消費税等の会計処理  
税抜方式を採用しております。
- (5) 追加情報  
繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用  
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

(単位：百万円)

資 産	金 額
建 物	200
土 地	753
賃 貸 不 動 産	82
計	1,036

#### ② 担保に係る債務

(単位：百万円)

債 務	金 額
短 期 借 入 金	74
長 期 借 入 金	332
計	407

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 9,887百万円  
 (3) 賃貸不動産の減価償却累計額 309百万円  
 (4) 受取手形裏書譲渡高 8百万円

## 3. 連結損益計算書に関する注記

たな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価 0百万円

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

35,200,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成28年6月28日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	104	3円00銭	平成28年3月31日	平成28年6月29日
平成28年11月9日 取 締 役 会	普 通 株 式	104	3円00銭	平成28年9月30日	平成28年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成29年6月28日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成29年6月28日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	104	3円00銭	平成29年3月31日	平成29年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金を予定しております。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産に限定して運用し、資金調達については金融機関の借入及び社債によっております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

当該リスクに関しましては、当社グループの「与信管理規程」に従い、常時販売活動を通じて取引先の信用状況を把握し、不良債権の抑止に努めております。また、必要に応じ、不動産への担保設定、保証金の取得など適切な債権保全策を行っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式・債券であり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日のものです。

借入金は、運転資金（主に短期）及び設備投資資金（主に長期）に係る資金調達です。

また、営業債務や未払金並びに借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは各社が月次に資金繰表を作成することなどにより、流動性リスクを管理しています。

なお、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を利用して、ヘッジしております。デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。長期借入金のヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	4,055	4,055	—
② 受取手形及び売掛金	9,559	9,559	—
③ 投資有価証券			
其他有価証券	605	605	—
④ 支払手形及び買掛金	(6,667)	(6,667)	—
⑤ 短期借入金	(65)	(65)	—
⑥ 未払金	(314)	(314)	—
⑦ 長期借入金	(342)	(346)	3
デリバティブ取引	—	—	—

(※) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

## ① 現金及び預金、並びに② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## ③ 投資有価証券

其他有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

## ④ 支払手形及び買掛金、⑤ 短期借入金並びに⑥ 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行又は借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。なお、ヘッジ対象とされている長期借入金については、取引金融機関から提示された価格によっております。また、1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて時価を表示しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額34百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価
721	1,583

※連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

※当期末の時価は、主として「路線価による相続税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	397円69銭
1株当たり当期純利益	24円41銭



# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>12,715</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,828</b>
現金預手	2,610	支払手形	4,081
受取手形	3,985	買掛金	1,240
売掛金	3,320	リース負債	7
商品及び製品	1,865	未払金	296
仕掛品	123	未払消費税等	124
原材料及び貯蔵品	577	未払法人税等	142
前払費用	52	前受金	398
短期貸付金	108	賞与引当金	326
繰延税金資産	151	その他の	211
貸倒引当金	△81	<b>固定負債</b>	<b>1,037</b>
<b>固定資産</b>	<b>6,742</b>	長期借入金	300
<b>有形固定資産</b>	<b>4,053</b>	リース負債	35
建物	1,697	退職給付引当金	311
構築物	115	その他の	389
機械装置	639	<b>負債合計</b>	<b>7,865</b>
車両運搬具	0	<b>(純資産の部)</b>	
工具器具備品	115	<b>株主資本</b>	<b>11,362</b>
土地	1,435	資本金	1,760
リース資産	40	資本剰余金	1,168
建設仮勘定	9	資本準備金	1,168
<b>無形固定資産</b>	<b>579</b>	利益剰余金	8,543
ソフトウェア	557	利益準備金	440
その他の	22	その他利益剰余金	8,103
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,108</b>	別途積立金	7,000
投資有価証券	551	繰越利益剰余金	1,103
関係会社株	185	<b>自己株式</b>	<b>△110</b>
長期貸付金	556	評価・換算差額等	229
繰延税金資産	5	その他有価証券	229
貸付不動産	559	評価差額金	
その他の	289	<b>純資産合計</b>	<b>11,591</b>
貸倒引当金	△40	<b>負債・純資産合計</b>	<b>19,457</b>
<b>資産合計</b>	<b>19,457</b>		

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 損益計算書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		21,714
売上原価		15,835
売上総利益		5,878
販売費及び一般管理費		5,424
営業利益		454
営業外収益		
受取利息・配当金	54	
受取賃貸料	134	
売電収入	39	
その他の	130	359
営業外費用		
支払利息	11	
不動産賃貸費用	37	
売電費用	38	
その他の	3	91
経常利益		722
特別利益		
固定資産売却益	100	100
特別損失		
固定資産除却損	1	1
税引前当期純利益		821
法人税、住民税及び事業税	161	
法人税等調整額	△63	97
当期純利益		723

## 株主資本等変動計算書

(自 平成28年 4月 1日)  
(至 平成29年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			利益剰余金合計			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金				
			別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,760	1,168	440	6,500	1,088	8,028	△109	10,847	
当期変動額									
剰余金の配当					△208	△208		△208	
当期純利益					723	723		723	
自己株式の取得							△0	△0	
別途積立金の積立				500	△500				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	500	15	515	△0	514	
当期末残高	1,760	1,168	440	7,000	1,103	8,543	△110	11,362	

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	201	11,048
当期変動額		
剰余金の配当		△208
当期純利益		723
自己株式の取得		△0
別途積立金の積立		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	28	28
当期変動額合計	28	542
当期末残高	229	11,591

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

「個別注記表」

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価……………先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び賃貸不動産（リース資産を除く）

ア. 建物

平成10年3月31日以前に取得した建物……………定率法

平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）……………定額法

イ. 建物附属設備・構築物

平成28年3月31日以前に取得した建物附属設備・構築物……………定率法

平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物……………定額法

ウ. その他……………定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(会計方針の変更)

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」

（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

## リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

### (4) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権（売掛金等）の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

#### ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

#### イ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

### (5) 収益及び費用の計上基準

#### 完成工事高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

### (6) 重要なヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

#### ② ヘッジ手段と対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしておりますので、有効性の評価を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(8) 追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

## 2. 貸借対照表等に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

(単位：百万円)

資	産	金	額
建	物		103
土	地		241
賃 貸 不 動 産	産		82
	計		428

② 担保に係る債務

(単位：百万円)

債	務	金	額
長 期 借 入 金			300
	計		300

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

8,904百万円

(3) 賃貸不動産の減価償却累計額

309百万円

(4) 関係会社に対する短期金銭債権

582百万円

関係会社に対する長期金銭債権

553百万円

関係会社に対する短期金銭債務

112百万円

### 3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
売上高	1,014百万円
仕入高	406百万円
営業取引以外の取引高	183百万円
(2) たな卸資産の収益性の低下による簿価切下額	
売上原価	△2百万円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	399,296株

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	37
賞与引当金	100
退職給付引当金	95
減損損失	17
関係会社株式	130
未払役員退職慰労金	44
その他	81
繰延税金資産小計	508
評価性引当額	△249
繰延税金資産合計	258
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	101
資産除去債務	0
繰延税金負債合計	101

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引  
(借主側)

(1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車 輜 運 搬 具	21	21	0
合 計	21	21	0

(注) 取得原価相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

1 年 内

0百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有 割合)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子 会 社	(株)三洋工業 九州システム	所 有 直接100%	製 品 の 購 入 製 品 の 販 売 役 員 の 兼 任	金物・資材 の 販 売 (注1)	326	受取手形	143
						売掛金	14
子 会 社	(株)三洋工業 東北システム	所 有 直接100%	製 品 の 購 入 製 品 の 販 売 役 員 の 兼 任	金物・資材 の 販 売 (注1)	264	受取手形	97
						売掛金	23
子 会 社	スワン商事(株)	所 有 直接100%	製 品 の 購 入 製 品 の 販 売 資 金 の 貸 付	資金の貸付 (注2)	11	短期貸付金	26
				資金の返済	53	長期貸付金	553
				受取利息	6		

(注1) 販売価格の取引条件は、市場価格、総原価を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 資金の貸付利息については、市場金利を勘案して決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

333円08銭

1株当たり当期純利益

20円80銭



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

三洋工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井 上	東	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中	量	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三洋工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三洋工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告  
書

株主  
総会  
参考  
書類

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

三洋工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井上 東 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 田中 量 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三洋工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、法務監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

三洋工業株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 古賀 俊 二 ㊟

監査等委員 市村 和彦 ㊟

監査等委員 渡部 敏雄 ㊟

監査等委員 堀之北 重久 ㊟

(注) 監査等委員市村和彦、渡部敏雄及び堀之北重久は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つと考えており、会社の収支状況を基に、経営体質強化のための内部留保の水準などを総合的に判断しながら安定配当を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき慎重に検討しました結果、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円

総額104,402,112円

なお、中間配当金として1株につき金3円お支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は1株につき金6円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月29日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の株主利益の増大を図れるような事業展開に活かすための投資に活用することを基本方針とし、新たな事業計画や顧客への安定供給体制の整備に向けての投資を考えております。

(1) 増加する剰余金の項目とその額 別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額 繰越利益剰余金 500,000,000円

## 第2号議案 株式併合の件

### 1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。当社は東京証券取引所に上場する企業としてこの主旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、株式の併合を行うものであります。

### 2. 併合の割合

普通株式10株を1株の割合をもって併合いたします。

### 3. 株式併合がその効力を生ずる日

平成29年10月1日（日）

### 4. 併合する株式の種類

普通株式

### 5. 効力発生日における発行可能株式総数

現在の8,000万株から800万株に変更いたします。

### 6. 併合内容とその影響について

平成29年10月1日をもちまして、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、普通株式10株を1株の割合をもって併合いたします。株式併合により、発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、実施前後での純資産等は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額は10倍となります。このため株式市況などその他の変動要因を除き、ご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。

### 7. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件とし、当社発行済株式総数の減少を勘案し、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて減少させるものであります。
- (2) 同じく第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件とし、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の主旨を尊重し、単元株式数を現在の1,000株から100株とするため、現行定款第8条（単元株式数）を変更するものであります。
- (3) 現行定款第6条（発行可能株式総数）及び第8条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもってその効力が生じる旨の附則を設け、本附則はその効力の発生をもって、これを定款から削除することといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条（条文省略）	第1条～第5条（現行どおり）
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,000</u> 万株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>800</u> 万株とする。
第7条（条文省略）	第7条（現行どおり）
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第9条～第38条（条文省略） (新 設)	第9条～第38条（現行どおり） 附則 <u>本定款第6条及び第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は平成29年10月1日の経過後、これを削除する。</u>



**第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名全員は、任期満了となりますので取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	やま ぎし ふみ お 山 岸 文 男 (昭和14年9月14日生)	昭和45年 5 月 当社入社 昭和53年 3 月 当社取締役 昭和55年 3 月 当社常務取締役 昭和59年 3 月 当社専務取締役 昭和61年 3 月 当社代表取締役社長 平成23年 6 月 当社代表取締役会長 平成27年 6 月 当社取締役会長 (現在に至る)	445,000株
	選任の理由 取締役会長として経営を担い、経営全般に対する監督を適切に行ってきた実績と、長年の経営者としての経験や豊富な見識を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
2	きく ち まさ よし 菊 地 政 義 (昭和23年8月26日生)	昭和42年 4 月 当社入社 昭和61年 4 月 株式会社三洋工業東北システム代表取締役社長 平成19年 6 月 当社取締役 平成21年 4 月 当社取締役営業統括部長兼子会社管掌 平成21年 6 月 株式会社三洋工業東北システム代表取締役社長退任 平成23年 6 月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	229,000株
	選任の理由 代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮し事業の拡大に貢献してきた実績と、これまでの経営全般における豊富な経験や高い見識を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		



候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	こみやま みき お生 小宮山 幹 生 (昭和30年8月30日生)	昭和53年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員財務部長 平成23年6月 当社取締役財務部長 平成25年4月 当社取締役財務部長兼情報管理担当 平成25年6月 当社常務取締役財務部長兼情報管理担当 平成28年6月 当社専務取締役財務部長兼情報管理担当 (現在に至る)	68,000株
	選任の理由 専務取締役として経営を担うとともに財務部門を牽引し、情報管理部門の担当を務めてきた実績と、これまでの経営における豊富な経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
4	すずき まさ ぼる 鈴木 将 晴 (昭和36年10月10日生)	昭和60年4月 当社入社 平成18年4月 当社営業統括部営業グループ長 平成23年6月 当社取締役営業統括部長兼子会社担当 平成28年6月 当社常務取締役営業統括部長兼子会社担当 (現在に至る)	29,000株
	選任の理由 常務取締役営業統括部長として営業部門を統括してこれまでの業績向上に貢献し、更に子会社を管轄してきた実績と豊富な営業経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
5	たけだ しんご 武田 眞 吾 (昭和34年4月29日生)	昭和57年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員生産統括部長 平成23年6月 当社取締役生産統括部長兼購買・開発担当 平成26年4月 当社取締役生産・購買・開発担当 平成28年4月 当社取締役生産統括部長兼開発担当 (現在に至る)	22,000株
	選任の理由 取締役生産統括部長として生産部門を牽引し、開発部門の担当を務めてきた実績と、これまでの豊富な経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	原田実 (昭和33年8月13日生)	昭和56年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員総務部長 平成25年6月 当社取締役総務部長兼経営企画・法務監査担当 平成27年6月 当社取締役総務部長兼法務監査担当 (現在に至る)	24,000株
	選任の理由 取締役総務部長として総務・人事部門を牽引し、法務・内部監査部門の担当を務めてきた実績と、これまでの豊富な経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
7	山岸茂 (昭和51年3月29日生)	平成19年4月 当社入社 平成22年4月 当社営業統括部営業企画グループ長 平成24年4月 当社経営企画室課長 平成26年4月 当社生産統括部長 平成26年6月 当社執行役員生産統括部長 平成27年6月 当社取締役生産統括部長 平成28年4月 当社取締役購買部長 (現在に至る)	28,000株
	選任の理由 取締役購買部長として購買部門を統括してきた実績と、これまでの他部門における幅広い経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		
8	田村和之 (昭和32年12月19日生)	昭和55年4月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員経営企画室長 平成27年6月 当社取締役経営企画室長 (現在に至る)	20,000株
	選任の理由 取締役経営企画室長として中期経営計画の策定や進捗管理を推進するなど、これまでの実績と豊富な経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

(注) 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

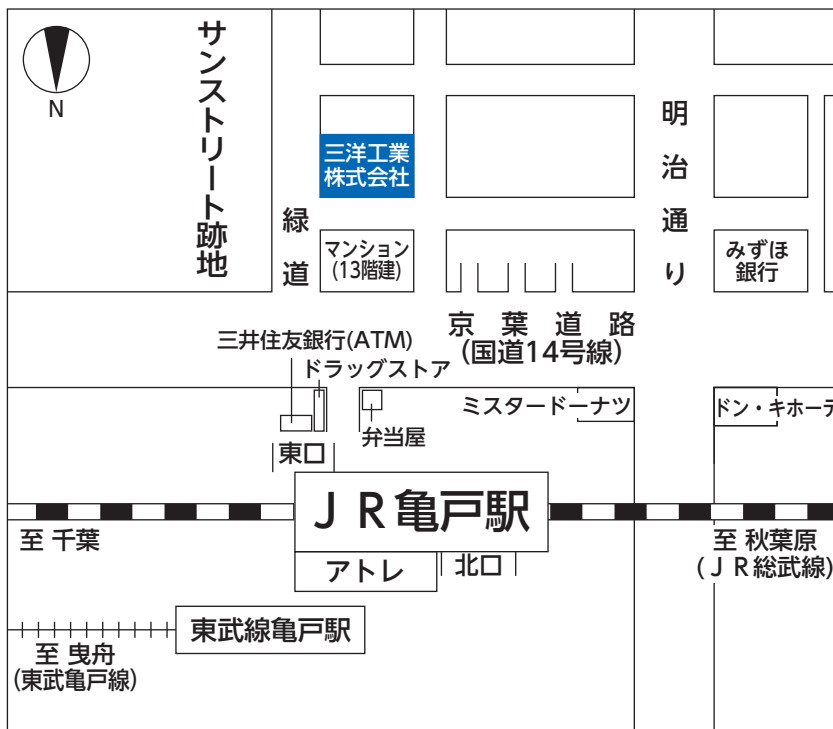
会場：東京都江東区亀戸六丁目20番7号

三洋工業株式会社 本社

電話 03-3685-3451

交通：J R 総武線 亀戸駅東口より徒歩3分

東武亀戸線 亀戸駅より徒歩8分



(お願い) 駐車スペースがございませんので、当日のお車でのご来社  
はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

